

委員 長 報 告 書

さる 3 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 29 号 橋本市駐車場基金条例について

議案第 32 号 橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部
を改正する条例について

議案第 33 号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正す
る条例について

議案第 49 号 市道路線の認定について

を審査するため、3 月 17 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要
を報告いたします。

記

議案第 29 号は、橋本駅前市営駐車場の機械設備は耐用年数が過ぎている
ものの、財政的理由により、すぐの更新が難しい状況であることから、毎
年生じている収支剰余金を管理等の費用として積み立てるため、新たに基
金を設けるものである。

委員から、月単位の利用数と年度単位の収支について ただしがあり、
駐車後 30 分は無料のため、有料駐車台数としては平成 27 年度は月約 400
台前後であり、年間収支状況は平成 24 年度収入 2,828,900 円、支出 820,590
円、差引 2,008,310 円、25 年度は収支差引 2,241,288 円、同じく 26 年度
は 2,276,706 円である との答弁がありました。

議案第 32 号は、エコパーク「紀望の里」の温浴施設の利用者数が、23
年 4 月の開設当初の計画数を大きく上回っており、利用者の利便性の向上
や設備の老朽化への対応のため、現在改修工事を実施している。これら施
設の充実により発生する新たな維持管理費用を確保するために使用料を改
定するものである。また、運営を委託している地元区からの依頼があった

こと、利用者の混乱解消につながることから、利用時間を現行の休日利用時間に統一するものである。

委員から、改修内容について ただしがあり、下駄箱の改修、脱衣場ロッカーとシャワーの増設、露天風呂の新設である との答弁がありました。

利用時間の設定について ただしがあり、利用者の中には午後 9 時以降も利用したいとの声もあるが、昨年度実績で 70 歳以上の利用が 42%あり、高齢の方は早い時間帯に利用されることが多く、午後 9 時直前に利用されるのは家族連れが多い。時間延長は委託料の増額になることから、今後も利用者の意向を聞く機会を持ち、運営委託している地元区とも協議していきたい との答弁がありました。

市民または伊都郡在住の 70 歳以上であることの確認について ただしがあり、当初は免許証や保険証で確認していたが、計画を大きく上回る利用者があり、恒常的な利用で過去既に確認済みの利用者も多く、また、初めての利用で自ら提示される利用者もいるなかでは、全ての利用者に対する確認となっていないのが現状である との答弁がありました。

議案第 33 号は、やどり温泉いやしの湯の夏季期間および休前日の宿泊利用が、満室により不可となるケースが非常に多く、収益増につながっていない現状をふまえ、経営安定化を図るため、宿泊料金と 1 室の利用定員を増やすものである。

委員から、顧客満足度（CS）について ただしがあり、CS 調査については、指定管理者において、アンケート形式ではなく、利用者に直接声をかけ、満足された点や不満点について具体的に聞き取り、その後の経営に反映していく対応を既に行っており、その報告を市に定期的にいただいている。不満点で最も高いのがアクセスに関する内容で、道が狭い、夜になると帰るのが怖いほど暗いなど施設本体に関するものでないことから対策に苦慮するところであるが、より良いおもてなしで満足向上につなげるよう指導している。アクセスに関しては県に対し道路整備にかかる働きかけを行うとともに、随時道路状況の把握に努め、災害等危険箇所の発生などに注意を払っている との答弁がありました。

料金体系を含め、利用者がわかりやすい情報発信と高齢者の利用に向けた対応について ただしがあり、自炊と食事付きの場合、また浴室の有無など細かく設定したパッケージから自分にふさわしいものを選べる料金体系表示に変えることについて指定管理者と協議しており、施設の見取図や鍋やコップ、皿、包丁といった備え付け備品等の表示も含め、利用者によりわかりやすい情報発信に努める。また、高齢者の利用の観点から折りたたみベッドの配置についても検討する との答弁がありました。

インバウンド誘客の戦略について ただしがあり、広域観光ビジネス共同体（DMO）を観光部門で立ち上げたいと考えており、関係自治体と協議を進めている。また、LCCを使つての訪日外国人が非常に多い関西国際空港の到着口にある中小企業団体中央会のアンテナショップが4月から24時間営業となるのを機に、やどり温泉の魅力を含め、本市とその周辺への誘客のための要素をしっかりと詰め込んだ外国人用パンフレットを配置していこうと考えている との答弁がありました。

議案第49号は、民間事業者が宅地造成に伴い設置した道路について、安田嶋3号線として認定するものと、伏原田原線新設延長工事に伴い既存の応其6号線が分断されたことによる新設道路との新たな取り付け道路を応其31号線として認定し、また、伏原田原線について市道南測道吉原名古屋線への接続延伸分324.2メートルを新たに市道認定するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。